

第95号議案に対する附帯決議

本議案は、地方公務員法が規定する分限休職処分の対象範囲を拡大するものであるところから、任命権者が職員の分限及び懲戒に関する条例の恣意的な運用を行わないよう、同条例第7条に規定するとおり、人事委員会等において、処分の際には必ず審査会に諮問し、弁明の機会を保障するなど、公務員の身分保障を十分担保する規則・規程を設けることとし、各任命権者が定めている分限懲戒審査会に関する規則・規程についても所要の改正を行うことを強く求める。